

重要：中国（含：香港，マカオ），韓国，イランに関する新たな措置について

1. 韓国及びイランの入国禁止措置（一部地域の追加指定）

3月7日午前0時より，当分の間，本邦への上陸前14日以内に韓国及びイランの以下の地域に滞在歴がある方は特段の事情がない限り上陸を許可されません。韓国：ケイショウホクドウキョンサン市，アンドン市，ヨンチョン市，チルゴク市，ウィソン郡，ソングジュ郡，グンウィ郡
イラン：コム州，テヘラン州，ギーラーン州

2. 中国，韓国に所在する日本大使館または総領事館で発給された一時・数次査証所持者に対する措置【[外務省「お知らせ」](#)】

3月9日午前0時から3月末日まで中国，韓国に所在する日本大使館または総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止します。日本に入国する際には新たに査証の取得が必要となります。査証取得に必要な書類につきましては[こちら](#)をご覧ください。

3. 香港及びマカオ，韓国旅券所持者に対する措置【[外務省「お知らせ」](#)】

3月9日午前0時から3月末日まで査証免除措置を停止します。日本に入国する際には新たに査証の取得が必要となります。査証取得に必要な書類につきましては[こちら](#)をご覧ください。

4. 中国（含む香港マカオ），韓国から日本に入国する者に対する措置

3月9日午前0時から3月末日まで，日本入国後検疫所長の指定する場所で14日間待機し，国内において公共交通機関を使用しないことが要請されます。

到着空港が変更となる可能性があります。詳細はご利用の航空会社にお問い合わせください。

【参考情報】

- [外務省](#)
- [厚生労働省](#)
- [法務省](#)